

秋田県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画の策定について

1 目的

平成19年11月に策定した秋田県後期高齢者医療広域連合広域計画は、平成19年度から平成23年度までの計画であるため、平成24年度以降の計画を新たに策定する必要がある。

2 根拠法令等

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抄）

第284条

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。・・・

秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市町村-1990）（抄）

第5条

広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- （2）広域計画の期間及び改定に関する事。

3 策定スケジュール¹

11 / 8（火）	第1回運営懇話会 ²
16（水）	第3回運営検討委員会 ³
12月上旬	第2回運営懇話会
”	意見公募（パブリックコメント）
1月中旬	第4回運営検討委員会
下旬	正副広域連合長会議
2月中旬	広域連合2月定例会

1 平成23年11月8日現在

2 被保険者、保険医、保険薬剤師、学識経験者及び関係団体の代表者

3 市町村担当課長会議